

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年4月10日

【事業年度】 第47期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

【会社名】 株式会社グローバルダイニング

【英訳名】 GLOBAL-DINING, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長谷川 耕造

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山七丁目1番5号

【電話番号】 (03)5469-3223

【事務連絡者氏名】 取締役最高財務責任者 中尾 慎太郎

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山七丁目1番5号

【電話番号】 (03)5469-3222

【事務連絡者氏名】 取締役最高財務責任者 中尾 慎太郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2020年3月30日に提出いたしました第47期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部【企業情報】

#### 第1【企業の概況】

#### 3【事業の内容】

#### 第4【提出会社の状況】

#### 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

##### (3)【監査の状況】

監査等委員及び監査等委員会による監査公認会計士等又は会計監査人の評価

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第1【企業の概況】

#### 3【事業の内容】

(訂正前)

(前略)

(当社)株式会社グローバルダイニング

都内を中心にイタリア料理、メキシコアメリカ料理、アジア料理、国際折衷料理、和食の飲食店など、計50店舗の経営を行っております。

(以下、省略)

(訂正後)

(前略)

(当社)株式会社グローバルダイニング

都内を中心にイタリア料理、メキシコアメリカ料理、アジア料理、国際折衷料理、和食の飲食店など、計47店舗の経営を行っております。

(以下、省略)

#### 第4【提出会社の状況】

##### 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

###### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

###### イ．企業統治の体制の概要

(訂正前)

(前略)

< 全社リーダー会議 >

取締役会で決定した経営基本方針にもとづき、原則として毎月2回以上開催し、取締役会より委任された事項の意思決定、経営に関する重要な事項の協議のほか、地域単位のセンター事業報告及び、取締役会で決定した営業方針の計画・審議・管理・決定等を行っております。また、当全社リーダー会議の中で、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上重要な問題を審議しております。

取締役会の構成員は、代表取締役社長を機関の長として、次のとおりであります。

(以下、省略)

(訂正後)

(前略)

< 全社リーダー会議 >

取締役会で決定した経営基本方針にもとづき、原則として毎月2回以上開催し、取締役会より委任された事項の意思決定、経営に関する重要な事項の協議のほか、地域単位のセンター事業報告及び、取締役会で決定した営業方針の計画・審議・管理・決定等を行っております。また、当全社リーダー会議の中で、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上重要な問題を審議しております。

全社リーダー会議の構成員は、代表取締役社長を機関の長として、次のとおりであります。

(以下、省略)

###### (3)【監査の状況】

監査等委員及び監査等委員会による監査公認会計士等又は会計監査人の評価

(訂正前)

当社の監査等委員及び監査等委員会は、上述会計監査人の選定方針に掲げた基準の適否に加え、日頃の監査活動等を通じ、経営者・監査等委員・経理部門等とのコミュニケーション、グループ全体の監査、不正リスクへの対応等が適切に行われているかという観点で評価した結果、EY新日本有限責任監査法人有限責任は会計監査人として適格であると判断しております。

(訂正後)

当社の監査等委員及び監査等委員会は、上述会計監査人の選定方針に掲げた基準の適否に加え、日頃の監査活動等を通じ、経営者・監査等委員・経理部門等とのコミュニケーション、グループ全体の監査、不正リスクへの対応等が適切に行われているかという観点で評価した結果、EY新日本有限責任監査法人は会計監査人として適格であると判断しております。

(注) 訂正前の下線部を削除しております。